

# 約款・規程集の一部改定のご案内

2022年2月10日  
おきぎん証券株式会社

## 第3章 振替決済口座管理約款

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第26条（会社の組織再編等に係る手続き）</b></p> <p>(1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、<u>お客さま</u>の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(2) (現行通り)</p>	<p><b>第26条（会社の組織再編等に係る手続き）</b></p> <p>(1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、<u>お客様</u>の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(2) (省略)</p>

## 第12章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）</b></p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をした<u>お客さま</u>が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① <u>お客さま</u>から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又は<u>お客さま</u>が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② (現行通り)</p> <p><b>第9条の5（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）</b></p> <p><u>お客さま</u>が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、<u>お客さま</u>のご指示を踏まえて速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>	<p><b>第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をした<u>お客様</u>が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① <u>お客様</u>から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又は<u>お客様</u>が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② (省略)</p> <p><b>第9条の5（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）</b></p> <p><u>お客様</u>が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。</p>

## 第13章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</b></p> <p>(1)～(3) (現行通り)</p> <p>(4) <u>お客さま</u>がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。))には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) (現行通り)</p> <p><b>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>(1) 当社は、<u>お客さま</u>の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。))のみを受け入れます。</p>	<p><b>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</b></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>お客様</u>がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2024年1月1日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。))には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) (省略)</p> <p><b>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>(1) 当社は、<u>お客様</u>の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。))のみを受け入れます。</p>

新	旧
<p>① (現行通り)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (現行通り)</p> <p>(2) 当社は、<u>お客さま</u>の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、<u>お客さま</u>の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (現行通り)</p>	<p>① (省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、<u>同日</u>に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (省略)</p> <p>(2) 当社は、<u>お客様</u>の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、<u>お客様</u>の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、<u>同日</u>に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (省略)</p>